

導入支援サービス規約

本規約は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます）が、法人のお客様（以下「お客様」といいます）に対して提供する、自律走行式バキューム清掃ロボット「Whiz」および「Whiz i」（以下まとめて「Whiz」といいます）の導入支援サービス（以下「本サービス」といいます）について定めたものです。

お客様が、当社に利用申し込みを行った場合は、本規約に同意したものとみなします。なお、関連する当社の「Whiz サービス説明書」および「Whiz に関するご注意事項 兼 同意書」も本規約の一部を構成するものとします。また、本規約に特段の定めがない場合、Whiz レンタルサービス利用規約が適用されるものとします。

第1条 （定義）

本規約に定める用語の定義は、以下のとおりとします。

- （1）「機体本体」とは、小型自動運転床清掃機「Whiz」の本体部分（ハードウェア）をいいます。
- （2）「本ソフトウェア」とは、米国 Brain Corp 社が開発し、機体本体に組み込まれた、自律走行及び運転機能（これに関連する通信機能及び各種表示機能を持つプログラム等を含みます）である Brain OS（ソフトウェア）及びこれにより使用可能となるクラウドサービスをいいます。なお、本ソフトウェアの使用には、あらかじめ Brain Corp 社が定める使用許諾条件に同意することが必要です。
- （3）「本サービス」とは、導入支援サービスのことをいいます。
- （4）「Whiz」とは、機体本体と本ソフトウェアの総称をいいます。
- （5）「本レンタルサービス」とは、機体本体と本ソフトウェアを合わせた当社のレンタル等サービスをいいます。
- （6）「ライセンス」とは、お客様に対し、本ソフトウェアの使用許諾を行う Brain Corp 社をいいます。
- （7）「仕様書」とは、機器本体又は本ソフトウェアの説明書、取り扱いマニュアル等書面の総称をいいます。
- （8）「本利用契約」とは、当社とお客様との間で締結する、本サービスの利用契約をいいます。

第2条 （本サービスへの申し込みの承諾と本サービス資格の取得）

1. 本サービスは、国内で本サービスを使う日本国内に所在する法人のお客様とします。
2. 本サービスの申込みを希望する者（以下「申込者」といいます）は、当社に対し、当社所定の方法で申込みを行うことができるものとします。
3. 上記申込みにおいて、当社が要求するときは、本サービスの申込者は、①契約申込書の記載内容を確認するための書類に定める本人確認書類を含む、本規約の提供を受けるのに当社が必要と判断した書類、及び必要に応じて②財務諸表等与信に必要と当社が判断する書類（以下①及び②を総称して「確認書類等」といいます）を当社所定の方法で提出するものとします。
4. 当社は、お客様が次の各号に該当する場合は、申込みを承諾しないことがあります。
 - （1）当社が提供する他のサービスに違反し、その料金もしくは費用等の支払いを過去又は現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - （2）当社の与信基準を満たさなかったとき。
 - （3）本規約に違反している又は違反するおそれがあるとき、もしくは過去に違反したことがあるとき。
 - （4）申込みにあたり、虚偽の届出をしたとき。
 - （5）申込みするお客様と、本サービスを利用するお客様が同一法人ではないとき。
 - （6）本サービスを使用する場所の環境・管理状況が、本サービスの提供に支障を与えると当社が判断するとき。
 - （7）その他、上記各号に準ずる場合で、申込みを承諾することが不相当であると当社又はライセンスが判断したとき。
5. 当社は、前項に定める条件を満たしていない申込みであることが事後に判明し又は事後に条件に満たさなくなった申込

みに基づき締結された本利用契約につき、本サービス提供の義務を免れ、かつ本利用契約を解除することができるもの
とします。但しこの場合当社は、お客様から受領済みの本サービスの利用料等の返還義務を一切負わないものとします。

6. 本利用契約は、当社所定の申込みに対し 当社が承諾したときに成立するものとします。

第3条 (本サービスの内容)

1. 本サービスは、Whiz 導入において必要となる以下の作業を当社が代行するサービスです。本サービスの内容および提供条件については、当社が別途定める「Whiz サービス説明書」(以下「本サービス説明書」といいます)に記載の通りとします。

(1) 提供サービス

- 1 導入トレーニング
- 2 走行マップ作成支援サービス

(2) サービス提供対象拠点

本サービスは、以下いずれかに該当する拠点のみを対象に提供します。

- 1 お客様の拠点
- 2 お客様との提携拠点

(3) サービス料金

別途定める申込書に記載の通りとします。

(8)

第4条 (本サービスの変更内容の請求)

1. 本申込書提出後、本サービス内容の変更を希望する場合、お客様は所定の方法で当社に申し入れるものとします。
2. 本サービスの変更請求の内容によっては、当社の判断によりこれを受けつけない場合があります。また、変更請求を受けつけるにあたって、料金変更などが生じる場合には、その条件をお客様に通知します。

第5条 (利用料などの支払い)

1. 本サービスの実施日から 10 日以内に、お客様から本サービスの実施内容の不備に関する申告がない場合、お客様の検収が完了したものとします。
2. お客様は作業日前日以降の日程変更・キャンセルを実施した場合、実施したものとみなし本サービスの料金を支払うものとします。なお、再実施については、改めて申し込み及びサービス料金が必要になります。
3. 当社は、本サービスとして定める作業を実施した件数を当月末日締めで算定し、件数に応じた料金の請求書を翌月に発行します。但し、以下の場合は追加の費用を請求することがあります。
 - (1) 事前に協議された金額 (例: 離島出張に伴う交通費・宿泊費等)
 - (2) 規定の所要時間を超過した場合の追加料金
4. お客様は、当社からの請求書に定める期日及び方法に従い、本サービスの利用料を支払うものとします。

第6条 (お客様の義務)

お客様は、当社に対し、以下の(1)乃至(5)に定める作業を含む本サービスの申込を行うにあたり、申込の時点において、本サービスの遂行に必要な一切の行為を当社又は当社の業務委託先(その再委託先も含みます。以下同じ。)に委託する正当な権限を有していること、本サービスに関して対象となる Whiz を使用するエンドユーザ全員(以下「エンドユーザ」という。)から本サービスの遂行に必要な同意を取得していること、及び正当な権限に基づきお客様又はエンドユーザから当社に対し代理権の授与が必要な作業については、当社又は当社の業務委託先に代理権又は復代理権を授与することを表明し、保証します。また、お客様は、本サービスに関し、当社又は当社の業務委託先が行う作業の結果発生する権利・義務が全てお客様又はエンドユーザに帰属することを了解します。

- (1) 本サービスを実施するために、サービス提供対象拠点情報を受領し、作業日程調整を行う作業。
- (2) サービス提供対象拠点への立ち入りに際し、必要となる入室手続きを行う作業。

- (3) Whiz に初期設定作業を操作する過程で、お客様またはエンドユーザとしての同意の旨を入力することが必要となる作業
- (4) お客様から作成支援依頼を受けた走行マップデータの保存を行う作業。
- (5) その他本業務に付帯又は関連する作業。

第7条（損害遅延金）

1. お客様は、利用料等その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いをしない場合、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社に対して支払うものとします。
2. 前項の場合、本サービスの利用を停止することがあります。遅延損害金を含む料金のお支払を確認後、本サービスは再開されます。

第8条（本サービスの提供義務の免責）

当社は以下の場合には、本サービス提供の義務を免れるものとします。

- (1) お客様および第三者の故意または過失によって生じた故障、水濡れ、全損等の場合
- (2) 仕様書に記載のない、不適切な利用、修理・改造・塗装等の形跡があると当社およびメーカーが認めた場合
- (3) 飛行機機内への持ち込みが原因での故障等の場合
- (4) 日本国外でのご利用によって生じた故障の場合
- (5) お客様が Whiz のソフトウェアバージョンアップ等の作業を実施しなかったことに起因する故障等の場合
- (6) 戦争・テロ・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
- (7) 犯罪によって生じた故障等の場合
- (8) 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
- (9) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障等の場合
- (10) その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった故障等の場合
- (11) お客様が債務の支払いを現に怠っている場合
- (12) お客様が、交換修理に関する情報および物品を、当社の求めに対して提供しない場合
- (13) その他前各号に定める事項以外に、仕様書その他の文書で定められた推奨環境以外での使用に起因した故障等の場合。

第9条（本サービスの停止等）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を中止又は制限することができるものとします。
 - (1) お客様が本規約等の規定に違反したとき
 - (2) 本サービス提供に必要な第三者の役務提供が停止または制限されたとき
 - (3) 本サービス提供のため当社が準備する、当社または第三者の設備の保守上または工事上やむを得ないとき
 - (4) 当社の都合により、本サービスの提供を行うことが困難になったとき
2. 当社は、第 1 項の規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、あらかじめその旨をお客様に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 理由の如何を問わず本利用契約が終了した場合、お客様への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
4. 当社は、第 1 項乃至第 3 項に定めるいずれかの事由により本サービスを提供できなかったことに関して、お客様又はその他の第三者が損害を被った場合でも、何らの責任を負わないものとします。

第10条 (損害賠償)

当社は、本サービスの提供に関連し、当社の責めに帰する事由によりお客様に損害を与えた場合、当社に故意または重過失があるときには、発生した通常かつ直接の損害に限り賠償するものとし、その他特別な事情により発生した損害、派生損害、間接損害、逸失利益について当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、いかなる場合においても、損害賠償額は当社が受領した本サービスの料金を超えないものとします。

第11条 (契約の解除)

1. お客様が本利用契約に違反した場合、当社は、相当な期間を定めて当該違反事由の解消を求める催告を行うことができるものとし、当該期間経過後、なおお客様が違反事由を解消しなかったとき、当社は本利用契約を解除することができるものとします。
2. お客様が次の(1)から(6)の一に該当した場合、当社は、何ら催告することなしに、本利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) お客様の財産につき差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は租税滞納処分を受けたとき
 - (2) 支払不能若しくは支払停止に陥り、又は破産、民事再生、会社更生、又は特別清算の申立てがあったとき
 - (3) 営業の廃止若しくは変更、又は合併によらない解散の決議をしたとき
 - (4) 振出し又は裏書した手形、又は小切手の決済ができなかったとき、あるいは手形取引上の交換停止処分を受けたとき
 - (5) その他支払能力に支障が生じたと認められる客観的事態が生じたとき
 - (6) お客様が当社に対して虚偽の事実を告げたとき、又はお客様の申告した事実が虚偽であると合理的に判断されるとき
3. 前 2 項により本利用契約が解除された場合、お客様が有する債務は期限の利益を失うものとし、ただちに全ての債務を当社に弁済するものとします。
4. 前 3 項の規定は、当社からお客様に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

(9)

第12条 (規約の変更)

当社は、お客様の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、本規約の各条件は、変更後の本規約の内容によります。当社は可能な限りすみやかに、変更後の内容を書面、電子メール又はウェブサイト等により通知・公表するものとします。

第13条 (各条項の効力)

本規約のいずれかの条項、またはその一部が、法令などにより無効と判断された場合であっても、その他の本規約の規定、および一部が無効と判断された規定の残りの部分は、継続して有効に存続するものとします。

以上

附則

2019年2月13日 制定

2019年5月17日 改定

2020年10月15日 改定